

社会福祉法人ふたば愛育会 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する細則

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ふたば愛育会（以下「法人」という。）の定款に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用弁償等に関し必要な事項を定めるものである。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義を当該各号に定める。

- (1) 常勤役員とは、法人を主たる勤務場所とする者で、概ね1週につき20時間以上の執務をするものとする。
- (2) 非常勤役員等とは、常勤役員以外（本条第3項、4項、5項）の者をいう。
- (3) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる評議員をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる委員をいう。
- (6) 相談役とは、法人役員等の経験や専門知識見識を有する者で必要に応じて理事会で選出された方をいう。
- (7) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。

- 2 役員等が理事会、評議員会等へ出席した場合は、別表1で定める金額を支給する。
- 3 理事会、評議員会等を同日連続して参加した場合には重複しての支給はしない。
- 4 法人の職員としての立場を有する者に対しては支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤役員等に準じて支給する。

（報酬額の総額）

第4条 役員等の年度報酬総額は、500万円の上限を越えない範囲とする。

- 役員等の役員別報酬額は、評議員30万円、理事及び監事各30万円、評議員・解任委員10万円、常勤理事300万円、相談役及び理事長（常勤外）は合わせて100万円以内とする。
- 2 役員等の報酬額は、別表1「役員等の報酬と費用」に定めるとおりとする。
ただし、非常勤の報酬等の金額は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除した内容を定めている。
 - 3 役員等の退職慰労金については、別表2「役員の退職慰労金」に定めるとおりとする。

また、該当者は役員等として円満に任期を満了、辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとするが、後日に精算をしなければならない。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を一般職員出張旅費に準じて実費分を支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月 25 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

2 非常勤役員等の報酬等は、その都度に現金で支払うものとする。

(報酬等の支給方法と領収)

第7条 本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 常勤役員の報酬及び法令の定めるところによる控除は「職員給与規定」に準じて処理を行なうものとする。

3 非常勤役員は、支払わられた報酬金額及び費用を含んだ（源泉徴収額を含む）金額を記入して領収者の署名を行い理事長に提出する者とする。

(公表)

第8条 法人は、この規程を社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補則）

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年7月1日（評議員会の議決日）から施行する。

改 正

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月25日に、常勤役員、評議員選任・解任委員の報酬追加及び役員等の退職慰労金の統合を含む改版並びに各条文を整備して明文化を行なう。

別表1

役員等の報酬と費用

※1. 実費弁済額は、経費の実費分とする。また、研修及び出張等に伴う費用は別途請求をすることができる。

(1) 評議員

| 勤務区分 | 業務内容 | 報酬額 | 支給の時期・他 |
|------|---------------|----------|---------|
| 非常勤 | 評議員会出席（日額） | 10,000 円 | その都度 |
| | 評議員会出席業務（日額） | 10,000 円 | その都度 |
| | 書面評議員会（決議の省略） | 2,000 円 | その都度 |

(2) 理事

| 勤務区分 | 業務内容 | 報酬額 | 支給の時期・他 |
|------|-------------------------------|-------------|-----------|
| 相談役 | (随時) | * 10,000 円 | その都度 |
| 理事長 | 非常勤で概ね 1 週につき 1 日から 2 日の執務をする | * 12,000 円 | 月集計 |
| 常勤役員 | 常勤役員（月額） (*年度報酬限度額に注意) | * 200,000 円 | 週 20 時間以上 |
| | | * 300,000 円 | 週 30 時間以上 |
| 非常勤 | 理事会出席（日額） | 10,000 円 | その都度 |
| | 理事会出席業務（日額） | 10,000 円 | その都度 |
| | 書面理事会（決議の省略） | 2,000 円 | その都度 |

(3) 監事

| 勤務区分 | 業務内容 | 報酬額 | 支給の時期・他 |
|------|--------------|----------|---------|
| 非常勤 | 理事会出席報酬（日額） | 10,000 円 | その都度 |
| | 監事監査業務報酬（日額） | 10,000 円 | その都度 |
| | 決議の省略の場合 | 2,000 円 | その都度 |

(4) 評議員選任・解任委員

| 勤務区分 | 業務内容 | 報酬額 | 支給の時期・他 |
|------|----------------------------|----------|---------|
| 非常勤 | 評議員選任・解任委員会等 会議出席報酬（日額） | 10,000 円 | その都度 |
| | 決議の省略の場合 | 2,000 円 | その都度 |

(5) 研修及び出張

| 対象 | 旅費 | 宿泊費 | 日当 | その他 |
|-----|----|-----|----------------|-----|
| 役員等 | 実費 | 実費 | (1)～(3) の報酬と同額 | 実費 |

別表2**役員等の退職慰労金**

理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員には、退任時に慰労金を支給する。
役員等が退任した場合の退職慰労金の算出は以下による。

(1) 理事・監事

| 任期 | 非常勤役員等の金額 | 備考 |
|--------|-----------|---------------------------|
| 1期から2期 | 20,000円 | 常勤理事には、非常勤役員等の金額に50%を加算する |
| 3期から4期 | 30,000円 | |
| 5期から6期 | 50,000円 | |
| 6期以上 | 70,000円 | |

(2) 評議員、評議員選任・解任委員

| 任期（年数） | 非常勤役員等の金額 | 備考 |
|--------|-----------|----|
| 1期から2期 | 20,000円 | |
| 3期から4期 | 30,000円 | |
| 5期から6期 | 50,000円 | |
| 6期以上 | 70,000円 | |

(3) 任期の算定方法

- ・任期が1期末満の場合は、任期期間50%未満は0.5期、50%以上は1.0期として算出する。
評議員選任・解任委員は評議員と同じ期間4年を1期とする。
- ・任期は、平成29年4月1日以前からの期間を通算する。

参考

評議員・役員（理事・監事）の報酬総額（標準年度の場合）概算案

| | 役員区分 | 報酬 | 支払予想額 | 備考 |
|-----|---------------------|-----------|-------------|-----------|
| 常勤 | 常勤役員（月額・週 20 時間） | 200,000 円 | 2,400,000 円 | 旧：なし |
| 非常勤 | 評議員会（日額） | 10,000 円 | 160,000 円 | |
| | 理事（日額） | 10,000 円 | 150,000 円 | 旧：7,000 円 |
| | 監事 (日額、理事会・監査・他) | 10,000 円 | 140,000 円 | 旧：7,000 円 |
| | 評議員選任・解任委員（日額） | 10,000 円 | 20,000 円 | 旧：なし |
| 計 | | | 2,870,000 円 | |